

美濃加茂都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
(美濃加茂都市計画区域マスタープラン)

岐 阜 県

目 次

1	当該都市計画区域における現状と課題	1
1-1	既定計画におけるまちづくりの方針	1
1-2	まちづくりの現況	2
1-3	当該都市計画区域の課題	4
2	都市計画の目標	6
2-1	都市づくりの基本理念	6
2-2	地域毎の市街地像（まちづくりのイメージ）	6
2-3	各種の社会的課題への都市計画としての対応	9
2-4	当該都市計画区域の広域的位置づけ	11
3	区域区分の決定の有無	12
3-1	区域区分の有無	12
4	主要な都市計画の決定の方針	15
4-1	土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	15
1.	主要用途の配置の方針	15
2.	市街地における建築物の密度の構成に関する方針	16
3.	市街地の土地利用の方針	17
4.	その他の土地利用の方針	18
4-2	都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	19
1.	交通施設の都市計画の決定の方針	19
2.	下水道及び河川の都市計画の決定の方針	21
3.	その他の都市施設の都市計画の決定の方針	23
4-3	市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	24
1.	主要な市街地開発事業の決定の方針	24
2.	市街地整備の目標	24
3.	その他の市街地整備の方針	24
4-4	自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	25
1.	基本方針	25
2.	主要な緑地の配置の方針	26
3.	実現のための具体の都市計画制度の方針	27
4.	主要な緑地の確保目標	28

1 当該都市計画区域における現状と課題

1-1 既定計画におけるまちづくりの方針

美濃加茂都市計画区域（以降、「本区域」という。）を構成する美濃加茂市、坂祝町、富加町、川辺町では、各市町の総合計画の将来像を、次のように定めています。

総合計画	期間	将来像など
美濃加茂市 第6次総合計画 (策定： 2019年度)	2020 ～2029年度	<p>【まちの将来像】 Walkable City Minokamo ～すべての健康のために、歩き続けるまち～</p> <p>【目指す姿】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①健康な心 ②健康な体 ③健康な社会
坂祝町 第6次総合計画 (策定： 2015年度)	2016 ～2020年度	<p>【まちの将来像】 暮らしたい 訪れたい 魅力あふれるまち さかほぎ</p> <p>【基本目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①安全で住みやすいまちをめざして ②豊かな心が育つまちをめざして ③健康長寿のまちをめざして ④活動と交流が盛んなまちをめざして ⑤誰もが主役のまちをめざして
富加町 第5次総合計画 (策定： 2015年度)	2016 ～2025年度	<p>【まちの将来像】 JUSTomika Life (ジャストミカライフ) みんなで創る 誰もが住みよい ちょうどいいまち とみか</p> <p>【まちづくりの基本目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①健康に暮らせるまちづくり ②魅力的な生活空間のあるまちづくり ③快適で安心安全なまちづくり ④豊かな心と文化を育むまちづくり ⑤魅力と活力あるまちづくり ⑥協働で進める自立したまちづくり
川辺町 第5次総合計画 (策定： 2014年度)	2015 ～2024年度	<p>【まちの将来像】 清流と人が織りなす活力あるまち</p> <p>【まちづくりの方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①美しく安らぎのあるまちづくり ②誰もが安心して暮らせるまちづくり ③みんなで学び合うまちづくり ④快適に暮らすことができるまちづくり ⑤新たな活力をおこすまちづくり ⑥共に考え行動するまちづくり

以上の既定計画の将来像や基本理念・目標等より、本区域における都市計画としてのまちづくりの方針を以下のように整理します。

- 健康で快適・安全・安心に暮らせる人にやさしいまちづくり
- 産業・交流活動を支えるまちづくり
- 豊かな自然と共生し、歴史的資源を活かしたまちづくり

1-2 まちづくりの現況

本区域は、依然として人口の増加傾向がみられるものの、少子高齢化が進展しており、将来的には人口減に転じる傾向にあると予測されています。

(都)東海環状自動車道の整備により広域交通体系が拡充されることで周辺地域との連携・交流が広がり、工業や商業、観光の一層の活性化によるまちづくりが期待されています。

また、豊かな自然と共生し、歴史資源等を活かしたまちづくりを進めています。

(1) 生きがいを持ち、快適で安全・安心に暮らせる人にやさしいまちづくり

① 人口増加の鈍化と少子高齢化の進展

- ・ 人口は緩やかな増加を示しているものの鈍化傾向にあり、約7万9千人（2015年）となっています。
- ・ 年少人口（0～14歳）の割合は14.7%（2015年）と年々減少傾向にあり、老年人口（65歳以上）の割合は24.2%（2015年）と年々増加傾向となっています。

② 遊休地や低・未利用地の顕在化と住工の混在

- ・ 用途地域内は、遊休地や低・未利用地が散在しています。
- ・ 幹線道路沿道に宅地や農地がみられる等、沿道商業地区としてのポテンシャルが十分に活かされていません。
- ・ JR美濃太田駅を中心とした市街地南西部の(都)国道21号線と(国)41号が交差する地域周辺や坂祝町の(一)各務原美濃加茂線とJR高山本線及び木曾川沿いに形成された市街地では、住工の混在がみられます。

③ 市街地縁辺部を中心とした生活基盤整備

- ・ JR美濃太田駅を中心とする商業地の縁辺部やその外側は、基盤が未整備で狭あいな道路が錯綜しています。
- ・ 公共下水道の普及率は87.2%（2018年度末）で、農業集落排水事業及び合併処理浄化槽設置整備事業をあわせて進めています。
- ・ 都市計画道路の整備率は40.9%（2016年度末）となっています。

- ・ 都市計画公園の整備率は 62.7%（2018 年度末）と低いものの、用途地域内における整備率は 98.6%（2018 年度末）で、都市計画区域人口一人当たりの公園面積は 16.7 m²となっています。

④ 計画的な市街地の形成

- ・ 美濃加茂インターチェンジ周辺の中部台地地区、中蜂屋地区及び坂祝町の加茂山地区に計画的な市街地が形成されています。

⑤ 安全対策

- ・ 河川が一部未改修となっています。
- ・ 既成市街地の木造住宅密集地や商店街では、オープンスペースが少なく、防災機能が低い状況にあります。

(2) 産業・交流活動を支えるまちづくり

① 広域道路体系の拡大

- ・ 本区域内には、(都)東海環状自動車道の 2 箇所のインターチェンジ（美濃加茂インターチェンジ、富加関インターチェンジ）、また、インターチェンジへのアクセス道路となる(国)418 号や(都)坂祝バイパス線と(都)国道 248 号バイパス線が整備され、広域的な交通ネットワークが拡大しています。

② 公共交通機関の利便性

- ・ 鉄道は、JR 美濃太田駅を中心に JR 高山本線、長良川鉄道越美南線、JR 太多線が整備されています。
- ・ JR 美濃太田駅の乗降客数は、1995 年以降ほぼ横ばいです。

③ 産業構造の変化

- ・ 産業別就業者数の割合(2015 年)は、第一次産業就業者 3.2%、第二次産業就業者 39.5%、第三次産業就業者 53.8%となっており、商工業中心の産業構造となっています。
- ・ 商業は、商店数が 2014 年～2016 年にかけて横ばい傾向であるものの、年間商品販売額は増加傾向にあります。
- ・ 広域的な集客力のある観光施設として、ぎふ清流里山公園（平成記念緑のふれあい広場）があります。
- ・ 工業は、事業所数が 2012 年以降横ばい傾向であり、製造品出荷額等は県全体の約 7%（2015 年）を占め、2013 年以降は若干の増加傾向となっています。

- ・ 美濃加茂インターチェンジ周辺や富加町西部では企業誘致の推進により計画的な工業団地が整備されています。

(3) 豊かな自然と共生し、歴史的資源を活かしたまちづくり

① 豊かな自然・歴史的資源

- ・ 木曾川、飛騨川等、水辺と緑の山なみが多い自然の豊かな地域となっています。
- ・ JR 美濃太田駅南部の木曾川沿いに中山道太田宿のまち並みが残っています。

② 自然を活用した交流拠点整備

- ・ 豊かな自然環境を活かしたぎふ清流里山公園（平成記念緑のふれあい広場）等の公園が整備又は計画されています。
- ・ 川辺ダム湖周辺は、健康づくりや自然とのふれあいの場として広く親しまれています。

1-3 当該都市計画区域の課題

まちづくりの現況を踏まえた本区域の課題は以下のとおりです。

(1) 適正な土地利用の誘導による集約型都市構造への転換

- ・ 人口減少社会の到来を踏まえ、様々な生活利便機能がコンパクトに立地し、公共交通によって結ばれた利用しやすい環境を整備していく必要があります。
- ・ 用途地域内の遊休地や低・未利用地等の有効活用が課題となっています。

(2) 土地利用、市街地整備の計画的な展開

- ・ 秩序ある土地利用を図り、まとまりのある都市計画区域の形成を図るため、総合的かつ計画的な土地利用の推進及び都市機能と生活環境の総合的な整備を図る必要があります。
- ・ 広域交通体系が整備される中で、無秩序な市街地開発を抑制し、適正な土地利用を計画的に誘導する必要があります。
- ・ 超高齢化社会の到来に備え、医療・福祉環境の充実や健康を実感できる環境を整備する必要があります。

(3) 地域の活性化につながる社会基盤の整備

- ・ インターチェンジ等の交通拠点機能を有効活用するため、幹線道路網につながる地域の道路網の形成を図る必要があります。
- ・ 公共交通機関は、重要な移動手段として交通ネットワークの維持と利用促進を図り、利便性の向上に努める必要があります。
- ・ (都)東海環状自動車道や(都)国道 41 号美濃加茂バイパス線をはじめとした広域道路体系の

インパクトを活用して産業活動を支える環境整備や雇用の場の創出を図る必要があります。

(4) 都市の安全・安心の確保

- ・ 大規模災害に対応できる都市基盤整備や適正な土地利用の誘導を図り防災力を高め、災害に強い、安全・安心なまちづくりを進める必要があります。
- ・ 地域の防災力強化に向けた体制づくり、より広い住民への周知、避難時に助け合える仕組みを整えるなどの対策に取り組んでいく必要があります。

(5) 良好な自然環境や歴史的資源の活用

- ・ (都)東海環状自動車道や(都)国道 41 号美濃加茂バイパス線などの広域幹線道路の整備に伴い、交流人口の増大が期待される中、地域を代表する自然資源、歴史・文化を活用して交流拠点の充実・形成を図る必要があります。
- ・ 既存の地域資源の情報発信を充実・強化し、インバウンド対策を促進するなど、誰もが訪れたい魅力的なまちづくりを進めていく必要があります。

2 都市計画の目標

2-1 都市づくりの基本理念

本区域では、①JR美濃太田駅周辺を中心とした都市機能の集積、②良好な自然環境と歴史・文化資源との共生、③広域の交通アクセスを活かした産業誘導など個性ある都市づくりを推進してきました。

近年、人口減少・少子高齢化、自然災害の発生、循環型社会の構築と自然との共生、新しい産業構造への転換など、社会経済情勢は大きく変化しています。

このため、「歩いて暮らせる便利な”まちづくり”」、「健康に暮らすことができる”まちづくり”」、「安全・安心を感じることができる”まちづくり”」、「賑わいと活力のある”まちづくり”」、「歴史・文化・自然と調和した”まちづくり”」を目標として、都市づくりの基本理念を次のよう設定します。

健康に暮らすことができる、安全・安心で、賑わいと活力があり、
豊かな自然、歴史・文化が調和したコンパクトな都市づくり

2-2 地域毎の市街地像（まちづくりのイメージ）

本区域を地域の特性をもとに、「住居地域」、「商業地域」、「工業地域」、「農業・集落地域」、「森林・緑地地域」の5つの地域に大別し、都市づくりの基本理念と目標に基づき、多様な都市機能が集約・連携する都市構造を目指して、地域毎のまちづくりのイメージを示します。

(1) 住居地域

① 低層住居地区

- ・ 中心市街地北部の緑辺部や美濃加茂インターチェンジ南部の計画的に開発された住宅団地などは低層で良好な住環境の維持保全を図り、ゆとりとuringおいのある住環境の形成を図る地区とします。

② 一般住居地区

- ・ 住工の混在化の純化に努め、地域医療の充実・強化、災害拠点病院としての役割や健康増進機能を持つ「医療拠点」を備えた、より暮らしやすい住環境の形成を図る地区とします。

(2) 商業地域

① 中心商業地区

- ・ 旧来の中心商業地である JR 美濃太田駅南側や新たな発展核である JR 美濃太田駅北側の商業地エリアや旧中山道沿道地区は、商業機能の強化を図り、圏域の顔となる魅力ある中心商業地区の形成を図る地区とします。
- ・ JR 古井駅周辺や JR 中川辺駅周辺、(都)国道 248 号バイパス線付近は、商業機能やコミュニティ機能の充実を図り、地域住民のふれあいのある商業地の形成を図る地区とします。

② 沿道商業地区

- ・ 中心商業地区と連担する主要幹線道路沿道は、沿道型商業施設の立地誘導を図り、幹線道路の利便性を活かした商業地の形成を図る地区とします。
- ・ 長良川鉄道富加駅及び(国)418 号沿道では道の駅を中心としたさらなる商業地の形成を目指す地区とします。

(3) 工業地域

- ・ 本区域の中心市街地北西部における既存工業団地地区や美濃加茂インターチェンジ周辺地区は、国内製造業、先端技術産業等の誘致を図り、本区域の産業拠点としての強化を図り、その他の既存の工業地区は、周辺環境への配慮を図りつつ工業の増進に努める地区とします。

(4) 農業・集落地域

① 農業地区

- ・ 本区域北部を中心に広がる優良農地は、良好な緑地空間としての機能の保全を図る地区とします。

② 集落地区

- ・ 狭あいな生活道路の改善や排水対策等の生活基盤整備、公園等の整備を図り、安全・安心な住環境を確保し、「ゆとり」、「うるおい」、「やすらぎ」が実感できる暮らしやすい農村集落地の形成を図る地区とします。

(5) 森林・緑地地域

① 農業地区

- ・ 本区域の河川、森林等は豊富な自然環境に身近にふれあえる空間を創出するとともに、それぞれの自然・レクリエーション地区相互や市街地、集落地をネットワークさせるこ

とにより、広がりのある都市空間の形成を図る地区とします。

図：地域区分図



2-3 各種の社会的課題への都市計画としての対応

社会的課題に対する本区域における都市計画上の対応は以下のとおりです。

(1) 集約型都市構造の実現

① 適切な土地利用誘導による集約型都市構造の実現

- ・ 超高齢化社会への対応や中心市街地の活性化等を視野に入れた効率的な土地利用の推進を図るため、道路体系や各地域の拠点特性に対応した整備を図ることにより、集約型都市構造の実現を目指します。
- ・ 新たな土地利用の需要に対しては、既存の用途地域内において、計画的な基盤整備等による未利用地の有効利用を図ります。
- ・ 用途地域外の既存集落は、現在の住環境の維持・改善を図ります。

② インターチェンジ及び駅周辺地区の拠点性の充実・強化

- ・ (都)東海環状自動車道の美濃加茂インターチェンジをはじめ、公共施設や鉄道駅等、各地域の主要な拠点が集積している地区を、定住・交流の拠点として位置付けます。
- ・ 道路網の構築は、(都)東海環状自動車道のインターチェンジを基点とし、地域間の機能連携を目指した交通ネットワークの形成を図ります。

(2) 環境負荷の軽減

① 自然環境の保全

- ・ 川や森林が持つ生物多様性やCO₂の吸収機能等を保全するため、自然環境に配慮した秩序ある開発の誘導を行い、森林の保全に努めます。

② 循環型社会の構築

- ・ 循環型社会を構築するため、ごみの排出抑制、再利用処理体制の整備、4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）を推進します。

③ 環境にやさしい交通体系の確立

- ・ 市街地内での交通渋滞を解消するため、広域幹線道路や周辺地域へのアクセス道路の整備促進を図ります。
- ・ 公共交通機関における利便の増大を図るため、公共交通機関相互や自動車交通との結節機能の向上等の環境改善に努めます。

④ 地球温暖化、低炭素社会の実現

- ・ 地球温暖化など環境の悪化を防止し低炭素社会を実現するため、都市における円滑な交

通を確保する道路網の整備、環境負荷が少なく省エネルギー型の交通機関の導入や都市施設の緑化を進めます。

(3) 都市の防災性・防犯性の向上

① 防災対策の確立

- ・ 多様化・複雑化する救急需要や災害時に対応できる広域的な消防・救急等の充実を図ります。

② 防災性の向上

- ・ 土砂災害のおそれのある区域においては一定の開発の抑制や、警戒避難体制の整備等のソフト対策とともに、河川改修や砂防施設整備等のハード対策を充実します。
- ・ 市街地では火災時の延焼防止、災害時の安全な避難路の確保や避難施設などの整備を行うとともに、住宅等の耐震化を促進して防災性の向上に努めます。
- ・ 水道、ガス、電気、電話等のライフラインは、施設の耐震性の向上を図るなど災害時における信頼性を高めます。

③ 防犯まちづくり

- ・ 防犯灯・防犯カメラの設置、道路や公園等を防犯に配慮した構造とするなど犯罪が発生しにくい環境づくりに努めます。
- ・ 防犯意識の普及と高揚、地域住民の自主防犯活動の促進や監視体制の強化を図り、地域全体で犯罪を防ぐ環境づくりに努めます。

(4) 都市のバリアフリー化

- ・ 鉄道やバス等の公共交通の利便性向上を図り、歩行者や自転車等が安全・快適に移動できる環境整備を推進します。
- ・ 高齢者や障がい者などが自立して日常生活を送ることができるよう、全ての人が安心して快適に暮らせる都市や住環境の形成を促進します。

(5) 良好な景観の保全・形成

① 優良な景観資源の保全と再生

- ・ 地域・地区の特性を表した自然景観、都市景観、歴史的景観の保全・創造に資する取組みを支援し、美しい都市・風土づくりを推進します。
- ・ 本区域の自然資源である河川は、環境や景観の維持・向上を図り、周辺の自然環境に適した河川や親水機能の整備を推進します。

- ・ 一体的開発を行う地区や工業地等は、計画的な景観整備の誘導を図り、地域特性に応じたまち並みの保全に努めます。

② 住民参加による景観づくり

- ・ 市民や事業者、地域住民等の取組みの促進・支援、住民と行政の役割分担に留意して質の高い景観形成を推進します。

2-4 当該都市計画区域の広域的位置づけ

本区域は、岐阜県の南部、木曾川沿いの濃尾平野の北部に位置し、「中濃圏域」、「可茂地域」に属しており、西は関都市計画区域及び各務原都市計画区域、南は可児都市計画区域、東は八百津都市計画区域及び御嵩都市計画区域に隣接しています。

本区域は、中濃圏域の商業・業務拠点であるとともに、(都)東海環状自動車道インターチェンジ周辺や(一)各務原美濃加茂線、(一)美濃加茂川辺線沿道には集積度が高い工業地域が形成されており、今後もこれらを活かした活力ある地域づくりが期待されています。

一方、木曾川、飛騨川をはじめ多くの河川が流れ、区域北部に広がる山並みなど自然豊かな地域であり、歴史・文化資源も多く、これらの地域資源を活かした地域づくりも望まれます。

今後は(都)東海環状自動車道西回りルートを整備により高速道路ネットワークが拡充され、周辺地域との連携・交流の拡大が図られることとなります。

3 区域区分の決定の有無

3-1 区域区分の有無

本区域の現状及び今後の見通しを分析し、「市街地の拡大の可能性」、「良好な環境を有するコンパクトな市街地の形成」及び「緑地等自然的環境の整備又は保全への配慮」の視点から区域区分の有無を定めます。

(1) 本区域の現状及び今後の見通し（展望）

① 地形その他の地理的条件

- ・ 森林から拓かれた木曾川及び飛騨川沿いの限られた平坦部に市街地が展開しています。
- ・ 本区域北西部は優良農地が広がり、北東部及び南西部の森林は自然公園等に指定され、都市計画以外の施策により土地利用が規制されています。

② 人口の増減及び分布の変化並びに今後の見通し

- ・ 本区域内の人口は、緩やかな増加を示しているものの鈍化傾向にあり、今後は、減少傾向に転じるものと予測されています。

③ 産業の業況及び今後の土地需要の見通し

- ・ 工業の製造品出荷額等は、ほぼ横ばいの状態にあるものの、(都)東海環状自動車道へのアクセス性に優れていることから依然として企業の進出意向が高く、工業系土地需要の増大が見込まれます。
- ・ 商業の年間商品販売額は、2012年以降増加傾向にあり、今後も交通利便性を活かした沿道型商業施設の土地需要が見込まれます。一方で、中心商業地区では活力の低下がみられます。

④ 土地利用の現状等

- ・ 都市的土地利用で最も多い住宅用地(7.9%)は微増、工業用地(2.8%)、商業用地(1.3%)はほぼ横這いで推移しています。

⑤ 都市基盤施設の整備の現状及び今後の見通し

- ・ 都市計画道路は75.53 km(うち、12.67 kmが(都)東海環状自動車道)が計画決定されており、30.89 km(2016年度末)が整備済みで整備率は40.9%(2016年度末)となっています。

- ・ 都市計画公園は 210.91ha が計画決定されており、132.14ha が整備済みで整備率は 62.7% (2018 年度末)、都市計画区域人口一人当たりの公園面積は 16.7 m²/人となっています。
- ・ 公共下水道は、計画されている排水面積 2,397.60ha のうち 2,089.99ha が整備済みで整備率は 87.2% (2018 年度末) となっています。

⑥ 産業振興等に係る計画の策定又は大規模プロジェクト等の実施の有無

- ・ (都)東海環状自動車道、(国)418 号、(都)坂祝バイパス線、(都)国道 41 号美濃加茂バイパス線、(都)国道 248 号バイパス線が整備され、広域的な交通利便性が向上しています。
- ・ 美濃加茂インターチェンジ周辺において、中部台地土地区画整理事業 (74.5ha)、中蜂屋土地区画整理事業 (30.3ha) が完了し、ぎふ清流里山公園 (平成記念緑のふれあい広場 159.6ha) が一部供用開始されるなど、新たな交流拠点や産業拠点の整備が進んでいます。

(2) 区域区分の有無

① 市街地の拡大の可能性

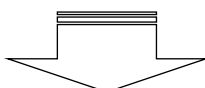
- ・ 市街地周辺の平坦地のほとんどは、既に集落地を形成しているか、農用地区域に指定されており、市街地が面的に拡大する可能性は低いと考えられます。
- ・ 住居系の新たな土地需要に関しては、用途地域内未利用地の基盤整備等を計画的に行い有効利用することにより、無秩序な市街化を抑制できます。
- ・ 市街地外の(国)41号沿道など、商業系施設の進出により局部的な宅地化が進展している地区や新たな開発の需要がある地区は、計画的な用途地域や特定用途制限地域の指定及び地区計画制度の導入により土地利用をコントロールすることが可能です。
- ・ 工業系土地利用は、既存の工業団地群周辺といった限られた地域において、計画的な工業用地造成の実施と併せた工業地の拡大が予定されていますが、その他に新たに計画されている工業団地においても、地区計画制度等の導入により土地利用をコントロールすることが可能です。

② 良好な環境を有するコンパクトな市街地の形成

- ・ 市街地は、これまでに市街地再開発事業や土地区画整理事業の実施、道路、下水道等の整備が計画的に進められており、概ね良好な市街地環境が形成されています。
- ・ 人口減少・少子高齢化に対応した持続可能なまちづくりを進めるため、立地適正化計画等の方針に基づき、都市機能や居住の誘導を図り、集約型都市構造への転換を図っています。

③ 緑地等自然的環境の整備又は保全への配慮

- ・ 用途地域内外では多様なレクリエーションニーズへの対応や災害の防止、生活環境の改善等に資するため、都市における緑と貴重なオープンスペースとして公園緑地の整備を進めています。
- ・ (都)東海環状自動車道、(都)坂祝バイパス線のインターチェンジ周辺や(都)国道248号バイパス線沿道、(都)山手線沿道地区や美濃加茂市加茂野地区等では無秩序な開発の抑制を行い、優良農地や自然環境の保全を図っています。



以上により、本区域においては、区域区分によらなくとも用途地域指定等の方法により、無秩序な市街化を抑制し、良好な環境を有するコンパクトな市街地の形成と自然環境の保全が可能なことから、区域区分を定めないものとします。

4 主要な都市計画の決定の方針

4-1 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

1. 主要用途の配置の方針

(1) 住居系

① 低層住居地区

- ・ 本区域南部の鉄道沿線や幹線道路の整備によりアクセスが向上した地域は低層戸建住宅を中心とする住宅地として、ゆとりとうるおいを感じることができる良好な居住環境の維持・向上を図ります。

② 中低層住居地区

- ・ JR 美濃太田駅北側の既成市街地周辺や幹線道路沿道の地域は、高層住宅の混在を避けるなど良好な居住環境の維持・向上を図ります。
- ・ 川辺町役場周辺の市街地は、遊休地や低・未利用地の宅地化を促進するとともに、住宅地内の緑化推進やダム湖周辺との一体的な景観整備を図り、うるおいのある居住環境の創出を図ります。

③ 一般住居地区

- ・ 既成市街地全般では、既に整備されたインフラなどの基盤整備を活かし、快適で安全・安心を感じることができる居住環境の形成を図ります。
- ・ 美濃加茂市の蜂屋南地区周辺は、新病院（（仮称）中部国際医療センター）の整備や関連する医療・福祉機能の集積を契機に、本市のみならず可茂地域全体の医療の増進に資する土地利用の誘導を図ります。

(2) 商業系

① 中心商業地区

- ・ JR 美濃太田駅南地区や JR 美濃太田駅北側の商業地エリア、中山道地区は、中心商業地区として、活力とにぎわいの創出に資する商業施設や事業所などの誘導を図ります。
- ・ JR 美濃太田駅周辺では南側の市街地再開発事業を契機に、老朽化が進む市街地の更新に取り組み、歩いて楽しめるまちなかの形成を図ります。

② 近隣商業地区

- ・ (一)美濃加茂川辺線沿道地区を含む JR 古井駅周辺地区に配置し、古井駅周辺の再整備等を進めながら、周辺地区の生活利便性に寄与する土地利用の誘導を図ります。

③ 沿道商業地区

- ・ (一)各務原美濃加茂線、(一)美濃加茂川辺線、(都)国道 248 号バイパス線及び中心商業地区や近隣商業地区と連担する主要幹線道路沿道に配置し、沿道機能の増進やマイカー利用者の利便性確保等を目的とした、周辺環境に十分に配慮した商業施設や生活利便施設の誘導を図ります。

④ 大規模集客施設立地エリア

- ・ 大規模集客施設が立地している JR 美濃太田駅北側の商業地エリアを大規模集客施設立地エリアとして位置付け、機能の維持・更新を図ります。

(3) 工業系

- ・ (都)東海環状自動車道の整備に伴う高速交通体系の充実による利便性を活かし、インターチェンジ周辺及びアクセス道路となる幹線道路沿線に新たな工業用地の検討・整備を図ります。
- ・ 既存用途地域内工業地は、周辺環境との調和に配慮した良好な操業環境の維持・保全を図ります。
- ・ 既存用途地域で住工混在により操業環境の維持が厳しい状況の場合は、土地利用動向を見極めつつ、必要に応じて都市計画手法の導入等も見据えながら将来的な土地利用のあり方を検討します。

2. 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

(1) 住居系

- ・ 低層住宅地の立地する地区等は、低密度（容積率 100%以下）とし、その他の住宅地は周辺環境との調和を図りながら中密度（容積率 200%）を基本として適切に定めます。

(2) 商業系

- ・ 鉄道駅周辺など中心商業地区においては必要に応じて建築物密度の高度化を図る一方、幹線道路沿道においては、ゆとりあるまち並み形成に向け中密度（容積率 200%）な市街地形成を図ります。

(3) 工業系

- ・ ゆとりある就業環境や防災上の安全性を確保するため、中密度（容積率 200%）な市街地形成を図ります。

3. 市街地の土地利用の方針

(1) 土地の高度利用に関する方針

- ・ JR 美濃太田駅南地区は、高度利用地区に指定されており、駅前に市街地再開発事業によるホテルが建設されるなど、中心商業地区の一つの拠点施設となっています。
- ・ 今後、市街地再開発事業に伴い JR 美濃太田駅周辺地区全体の活性化・高度利用を図ります。

(2) 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

- ・ 美濃加茂市商業地周辺の既成市街地、JR 坂祝駅周辺や川辺町中心商業地を取り囲む市街地をはじめとした一般住宅地は、良好な住環境を備えた住宅地を形成します。
- ・ 美濃加茂市太田町周辺や坂祝町取組・酒倉地区周辺、川辺町役場周辺をはじめとした住工の混在地区は、基盤整備等の促進と併せ、地区計画等による街区毎の土地利用の純化を図ります。

(3) 居住環境の改善又は維持に関する方針

- ・ 中部台地地区の低層住宅地は、戸建てを中心とする住宅地とし、ゆとりとのおいのある住環境を創出するため、導入されている地区計画制度等による統一感のあるまち並みづくりや魅力ある街路空間の整備を図ります。
- ・ 美濃加茂市古井駅周辺の再整備等を進めながら周辺地区の生活利便性に寄与する土地利用の誘導を図ります。
- ・ 中心市街地は、現在指定されている準防火地域の維持を図り、建築物の不燃化を促進します。

(4) 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

- ・ 前平公園については、再整備を進めます。
- ・ 住区基幹公園は、市街地形態や誘致距離圏等に配慮した配置を検討し、集落地内においては、地域資源等を活かした身近な公園整備の検討を進め、緑豊かなまちづくりを進めるため、民有地も含めた市街地等の緑化の推進を図ります。
- ・ 木曾川・飛騨川は、飛騨木曾川国定公園として保全が図られていますが、市街地、集落地の環境整備と一体となった水辺空間の創出を図るため、親水・景観緑地として位置付け、うらおいと景観性の高い緑地空間として整備します。
- ・ 津保川、川浦川沿いは、河川を活かした水辺空間の形成を図る場所と位置付け、川浦川沿いには親水公園を整備します。

4. その他の土地利用の方針

(1) 優良な農地との健全な調和に関する方針

- ・ 市街地を取り囲む優良農地は、都市的土地利用との調整を図りつつ、都市近郊農地及び貴重な緑地空間として保全を図ります。
- ・ 川辺ダム湖の左岸地域や本区域東部で見られる農地と宅地が混在している区域は、市街化動向を勘案しつつ、原則として農地の保全を図ります。
- ・ 美濃加茂市西部から富加町に至る地区、飛騨川沿川に広がる農地は、主要な農業生産の場として、農業生産基盤の保全・整備を図り、農地の効率的な利用と生産性の向上につながる環境づくりに努めます。
- ・ 農業を活かした交流により地域の活性化を図るため、観光農園等への利用を検討します。

(2) 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

- ・ 市街地を災害から守るため、市街地を取り囲む丘陵・森林区域では、森林の保全と水源涵養機能の強化に努め、山腹崩壊や土石流を防止するとともに、下流域を含めた水害の緩和を図ります。
- ・ 急傾斜地崩壊危険区域や土砂災害（特別）警戒区域、砂防指定地等に対する住民の意識啓発を図るとともに、土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域の指定により、無秩序な宅地開発等を抑制し、農地、保安林、砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域などは、災害防止の観点から保全し開発を抑制します。
- ・ 必要な開発等を行う場合には、事業者に対して、代替施策の実施により従前の保水・遊水機能を保全させるなどの対策を進め、雨水・土砂流出の抑制に努めます。
- ・ 既成市街地の木造住宅密集地や商店街では、オープンスペースが少なく防災機能が低いため、公共施設や住宅などの耐震改修を促進するとともに、延焼防止、避難路、避難地に対応できる道路、公園等の基盤整備や建築物の不燃化を促進し、安全な市街地の形成を図ります。

(3) 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

- ・ 木曾川、飛騨川や本区域北部及び東部に広がる丘陵地・森林は、自然環境の保全、森林の育成等の観点から自然公園として指定されており、今後もこれらの規制により、維持や保全、活用を図り、自然と共生した緑豊かなまちづくりを進めます。
- ・ 富士山、梨割山や山楠公園等の自然に親しむ場となる自然環境には、自然とふれあうために必要な散策道等の施設のほかに、原則として保全に努めます。

(4) 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

- ・ 集約型都市構造の実現に向け、用途地域外は、新たな宅地開発の抑制、農地、山林の保全に努め、新たな土地利用の需要に対しては、既存の用途地域内の低・未利用地の活用を優先します。
- ・ 都市の活力を生み出すために必要な産業用地の確保や、良好な居住環境の形成等のために必要な場合には、周辺の自然環境や営農環境等との調和に十分に配慮し、農林漁業に関する土地利用との調整を図った上で、計画的な整備を許容します。
- ・ 用途地域外は、建築物及び土地利用の状況に応じ、特定用途制限地域の土地利用規制を行い、無秩序な農地の改廃を防止し、良好な集落地環境等の保全に努めます。
- ・ 一定の市街地形態を成している集落地は、生活道路・排水基盤を整備しつつ、地区計画制度の導入等により良好な生活環境を誘導します。

4-2 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針**1. 交通施設の都市計画の決定の方針****(1) 基本方針****① 交通体系の整備の方針****● 広域交通体系の確立**

- ・ (都) 東海環状自動車道は、東海 3 県の諸都市を結び伊勢湾・東海環状軸を形成する重要な高規格幹線道路であり、本区域の幹線道路網とのネットワークを確立し、活性化を図るとともに隣接する都市との広域ネットワークの確立を図ります。

● 都市内ネットワークの確立

- ・ 産業経済の発展、人と文化の交流、快適で安全・安心なまちづくりを進めるため、(都) 東海環状自動車道のインターチェンジなどへのアクセス強化を図り、美濃加茂市と坂祝町、富加町、川辺町の一層の均衡ある発展と連携強化を図ります。

● 安全な歩行者環境の確立

- ・ 高齢者や障がい者等の円滑な移動を確保するため、歩道等の歩行者空間のバリアフリー化を推進します。
- ・ 商業地、住宅地の特性に応じ、外国人にも配慮したユニバーサルデザインの導入を図り、高齢者や障がい者をはじめ、誰もが安全かつ快適に歩行できる空間の確保を推進します。

● 利用者の利便性に優れた公共交通体系の確立

- ・ 公共交通の利用促進と住民の移動手段の確保のため、公共交通の充実と自動車交通との連携強化を図ります。
- ・ 鉄道は、岐阜方面や名古屋方面との連絡強化を図るため、JR 高山本線や JR 太多線の複線電化の促進、ダイヤの改善により、名古屋市への利便性の向上などの施策を進めます。

- ・ 長良川鉄道越美南線は、地域交通路線としての確立を図るため、観光列車「ながら」・デザイン列車の運行やPR活動等を積極的に進め、その利用促進を図ります。
- ・ バスは、高齢化の進展等による需要の高まりに対応するため、コミュニティバス等の維持や利便性向上を進めます。また、バスのサービス水準の向上を図るため、デマンドタクシー運行、バスロケーションシステムや自動運転技術の活用等の新たな公共交通システムについて検討します。

● 都市計画道路の見直し

- ・ 未完成路線については、必要性・効率性等を検証のうえ、必要に応じて見直しを行い、効率的な整備を進めます。
- ・ JR 美濃太田駅南側の市街地再開発事業にあわせて、周辺の都市計画道路の見直しを検討します。

① 整備水準の目標

- ・ 概ね20年後の整備水準の目標を整備率100%とし、既決定路線の全線整備を目指します。

(2) 主要な施設の配置の方針

① 道路

- ・ 本区域の主要な道路を以下のとおり配置します。

道路の種類別	路線名
広域道路網への対応を図る路線	・ (都) 東海環状自動車道、(都) 国道 41 号美濃加茂バイパス線、(都) 関金山線、(仮称) 名濃道路、(仮称) 美濃加茂下呂連絡道路、(国) 418 号
近隣都市との連携を強化する路線	・ (都) 国道 248 号バイパス線、(都) 坂祝バイパス線、(都) 国道 21 号線、(一) 各務原美濃加茂線、(都) 国道 41 号美濃加茂バイパス線、(国) 41 号、(主) 美濃川辺線、(主) 富加七宗線、(一) 富加坂祝線、(主) 可児金山線、(一) 野上古井線、(一) 美濃加茂川辺線、(都) 国道 41 号線、(都) 可児 248 号バイパス線
都市計画区域内道路網への対応を図る路線	・ (都) 正理インター線、(都) 西畑正理線、(都) 塚原河渡線、(都) 太田駅前線、(一) 大平賀富加停車場線

② 鉄道

- ・ 岐阜・飛騨方面に向かって JR 高山本線、可児市方面に JR 太多線、関方面に長良川鉄道越美南線が運行しており、JR 美濃太田駅、JR 中川辺駅、JR 坂祝駅、長良川鉄道富加駅が本区域の主要な駅となっています。

(3) 主要な施設の整備目標

- ・ 優先的に概ね 10 年以内に整備することを予定する施設は以下のとおりです。

種 別	名 称	備 考
道 路	(都) 東海環状自動車道	一部
	(都) 坂祝バイパス線	一部
	(都) 国道 248 号バイパス線	一部
	(主) 可児金山線	一部

2. 下水道及び河川の都市計画の決定の方針**(1) 基本方針****① 下水道及び河川の整備の方針****● 公共水域の水質保全と公衆衛生の向上**

- ・ 木曾川水系は、木曾川右岸流域公共下水道事業により整備を進めています。
- ・ 特定環境保全公共下水道事業「富加処理区」及び公共下水道事業「蜂屋川処理区」の整備を進めています。
- ・ 今後も、公共水域の水質保全と公衆衛生の向上を図るため、公共下水道事業を継続し、処理区域の拡大等を推進します。

● 安全な生活空間の確保

- ・ 本区域には木曾川水系などの 18 の一級河川があり、特に、加茂川は都市化の進展に伴う流出量の増加により災害や浸水被害が発生しています。このため、雨水排除事業にも積極的に取り組み、排水対策を推進するとともに、流域全体の保水機能の維持向上のため、開発事業者に対しては、雨水流出抑制などの対策を実施する指導を図ります。
- ・ 従前からの遊水機能を有する土地において、やむを得ない開発を行う場合には、事業者に対して、代替施策の実施により従前の保水・遊水機能を保全させるなど、総合的な治水対策を推進します。

● 交流拠点や良好な景観を演出する親水空間の創出

- ・ 河川は、地域整備と調和した修景に配慮した親水空間を創出し、暮らしと水との結びつきが体感できるまちづくりを目指します。

② 整備水準の目標**● 下水道**

- ・ 公共下水道は、本区域の概ね 20 年後の整備水準の目標として汚水処理人口普及率 100% を目指します。

● 河川

- 河川の整備は、施設整備の現状を考慮し、県が管理する中小河川は中期的な整備水準の目標として、以下の治水安全度を目標とし、国が管理する木曽川は、目標とする治水安全度に応じて整備を進めます。

種 別	整備水準の目標（治水安全度）
河 川	加茂川：1/10
	水無瀬川：1/30
	津保川：1/10～1/20
	深渡川：1/10
	川浦川：1/20
	飯田川：1/10

(2) 主要な施設の配置の方針

① 下水道

- 木曽川右岸流域公共下水道事業は、「川合東処理分区」、「田島処理分区」、「西町処理分区」、「太田処理分区」、「森山処理分区」、「川合西処理分区」、「古井処理分区」、「中富処理分区」、「深田処理分区」、「下米田処理分区」、「酒倉第1～3処理分区」、「取組第1～3処理分区」、「川辺第1～5処理分区」を配置します。
- 公共下水道事業は、「蜂屋川処理区」の処理施設として、蜂屋川クリーンセンターを配置します。
- 特定環境保全公共下水道事業は、「富加処理区（富加町、美濃加茂市（鷹之巣、市橋）」の処理施設として、富加町浄化センターを配置します。

② 河川

- 木曽川は、防災と飛騨木曽川国定公園の保全という目的から、幅員290～470m、延長4,000mを都市施設として配置します。
- 木曽川に合流する飛騨川や加茂川及び迫間川、加茂川に合流する寿後川、飛騨川に合流する水無瀬川、雄鳥川、飯田川、深渡川、本区域西部を流れる蜂屋川、津保川、志津野川、本区域北部を流れる甘屋川、大洞川、太市川、納古川やこれらが合流する川浦川を主要な河川として位置付けます。

(3) 主要な施設の整備目標

- ・ 優先的に概ね 10 年以内に整備することを予定する施設は以下のとおりです。

種 別	名 称	市 町 名	備 考
下水道	流域関連公共下水道	美濃加茂市 川 辺 町 坂 祝 町	川合東、田島、西町、太田、森山、川合西、古井、中富、深田、下米田、酒倉第 1、川辺第 1~5 処理分区
	公共下水道	美濃加茂市	蜂屋川処理区
	特定環境保全公共下水道	富 加 町	富加処理区（富加町、美濃加茂市（鷹之巣、市橋））
河川	加茂川		河川改修
	水無瀬川		河川改修
	深渡川		河川改修
	川浦川		河川改修、環境整備
	飯田川		河川改修

3. その他の都市施設の都市計画の決定の方針**(1) 基本方針**

- ・ し尿処理は、公共下水道の進捗状況に合わせ、浄化槽等からの切り替えを促進するとともに、施設的环境整備を図り、し尿・汚泥の適切な処理、再生利活用（肥料等）の取組みを推進します。
- ・ ごみ処理は、環境保全の観点からごみの減量、資源化、再利用についての住民啓発を図るとともに、ごみ処理を適切に行います。
- ・ 火葬場は、今後も適切な維持管理・運営に努めます。

(2) 主要な施設の配置の方針**① し尿処理施設**

- ・ し尿処理施設は、可茂衛生施設利用組合が運営する「緑ヶ丘クリーンセンター」を配置します。

② ごみ処理施設

- ・ 一般廃棄物の処理施設は、可茂衛生施設利用組合が運営する「可茂クリーンパーク」（可児市）を配置します。

③ 火葬場

- ・ 火葬場は、可茂衛生施設利用組合が運営する「可茂聖苑」を配置します。また、適切な維持管理・更新を図ります。

4-3 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

1. 主要な市街地開発事業の決定の方針

- ・ 市街地整備は、既成市街地の再整備を優先して行い、集約型都市構造の実現を目指し、官民が協働した多様かつ柔軟な市街地開発事業等により良好な市街地の形成に努めます。
- ・ 本区域の果たす役割は、広域道路網の整備に伴い大きくなっており、中濃圏域の拠点としてふさわしい市街地形成を図る必要があります。
- ・ 本区域は、土地区画整理事業や工業団地造成事業等により計画的に市街地を形成しており、JR 美濃太田駅南側の中心商業地においても、土地区画整理事業や市街地再開発事業により商業地を形成しています。
- ・ 都市基盤が未整備な地区は、土地区画整理事業を中心に、居住地と道路や公園等の都市施設の一体的な整備とともに、住工混在の解消に努め、良好な住環境の形成を図ります。
- ・ 将来発生する新たな市街地需要に対しては、計画的かつ具体的な市街地開発事業によって、良好な市街地環境の整備を図ります。

2. 市街地整備の目標

- ・ 優先的に概ね 10 年以内実施することを予定する市街地開発事業は以下のとおりです。

事業名	市町名	備考
美濃太田駅南地区市街地再開発事業	美濃加茂市	施行予定

3. その他の市街地整備の方針

- ・ 美濃加茂市本郷町や川辺町役場周辺の用途地域内の既存集落は、面的整備を検討し、良好な住環境へと再編します。
- ・ 中部台地等の住宅開発が進む地域では、地区計画制度の導入等により、良好な住環境と秩序あるまち並み整備を図ります。

4-4 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

1. 基本方針

(1) 主要な施設の配置の方針

① 計画的な公園・緑地の配置

- ・ 木曾川や飛驒川、津保川、川浦川等の河川緑地を軸とした緑のネットワーク、市街地の形態、公園整備の状況を踏まえ、既存公園の整備拡充を含め、歩いて利用できる街区公園を整備します。
- ・ ぎふ清流里山公園（平成記念緑のふれあい広場）の未整備ゾーンの整備の検討や前平公園の再整備を進めます。
- ・ 富加町の津保川、川浦川沿いは、自然環境と公園をネットワーク化した水辺空間の形成を図る場所と位置付け、川浦川沿いは河川公園とみぱークを整備します。
- ・ 美濃加茂市牧野地区の牧野ふれあい広場は地域防災拠点となる防災公園として整備します。

② 良好な市街地景観の演出

- ・ 広々とした田園風景が望める梨割山、川辺ダム湖周辺や飛驒川等が一望できる山楠公園は、良好な眺望を確保し、散策路等を保全します。
- ・ 飛驒木曾川国定公園に指定されている木曾川や飛驒川は、川沿いのプロムナード、親水公園等の施設整備とともに、シンボル景観にふさわしいグレードの高い水辺景観の保全・整備を図ります。

③ 交流拠点の確立

- ・ 本区域は、名古屋市や岐阜市から概ね1時間圏内であり、(都)東海環状自動車道の整備により、交流圏はさらに拡大しつつあることから、自然環境を活かした交流拠点を確立します。
- ・ 広域的なスポーツ・レクリエーション拠点となっている川辺ダム湖は、ダム湖周辺整備事業により整備された環境をより一層活かすために、住民の意見を取り入れながら、ダム湖と一体となった周遊機能等の充実を図ります。
- ・ 梨割山周辺は、良好な里山の自然が多く残り歴史的な資源も散在しており、散策道等を整備し、自然に親しむ交流拠点としての利活用の整備を検討します。

④ 人と自然との一体化

- ・ 木曾川、飛驒川及び津保川、川浦川や森林のもつ「うるおい」、「やすらぎ」を生活の中で感じることができる生活環境を創出するため、豊富な自然、田園を取り込んだ自然・

レクリエーション機能を整備します。

⑤ 良好な自然環境の保全と有効活用

- ・ 川、森林、農地、田園風景等の豊かな水と緑の自然環境に身近にふれあうことができるまちづくりを推進します。
- ・ 美濃加茂市の市街地開発が南部から北部方向へ進行している中で、中央部の丘陵地や北部の山林の森林保全に努めます。
- ・ 川浦川は、自然環境を保全するとともに、自然環境を活かした水遊びができるような親水空間としての活用を図ります。
- ・ 「深萱の農村舞台」などの歴史的資源は、周辺の緑地と合わせ、地域制緑地への位置付けについて検討します。

⑥ 良好な生産環境の確保

- ・ 市街地周辺や下米田、蜂屋地区から富加町に広がる農地は、食料の安定供給を行うために整備済みの集団的な優良農地として確保・保全を図ります。
- ・ 北部の森林は、木材生産機能を有していることから、積極的な整備を図ります。

(2) 整備水準の目標

- ・ 本区域における都市計画公園の概ね 20 年後の整備水準の目標として、都市計画区域人口一人当たりの公園面積を 27.9 m²/人とし、都市計画決定された公園すべての整備を進めます。

2. 主要な緑地の配置の方針

良好な自然的環境を構成する主要な緑地は、緑地の機能を以下の系統別に評価し、それぞれの配置の方針を示します。

(1) 環境保全系統

- ・ 現在の市街地形態、将来の市街地拡大地区、誘致距離圏を踏まえて都市計画公園・緑地を配置します。
- ・ 坂祝神社や深萱の農村舞台など良好な自然環境を有する区域は、地域制緑地として位置付けます。

(2) レクリエーション系統

- ・ 住民のスポーツ・レクリエーションの場として、グラウンド等の機能を有する前平公園、半布ヶ丘公園、山楠公園等を配置します。
- ・ 緑の拠点による公園・緑地体系を構成する公園・緑地としてぎふ清流里山公園（平成記念緑

のふれあい広場)、川辺湖岸緑地及び左岸緑地、木曾川緑地ライン公園等を配置します。

- ・ 主要な既存の公園・緑地である東山森林公園下米田さくらの森、みのかも文化の森、みのかも健康の森、リバーポートパーク美濃加茂を緑の拠点に位置付けます。

(3) 防災系統

- ・ 丘陵地や農地、ため池等は保水機能を有する施設として位置付け、保全・整備を図ります。
- ・ 牧野ふれあい広場を地域防災拠点に位置付けます。

(4) 景観構成系統

- ・ 住宅地では、敷地内の緑の育成を図るとともに、工場の敷地外周の緑化を促進し、緑豊かな工業地景観として位置付けます。
- ・ 田園集落地では、集落地内の緑や石垣等を主要な景観要素として位置付け、その保全と育成を図ります。
- ・ 良好な河川景観や貴重な丘陵地の山並み景観は保全に努めます。
- ・ 河川景観を眺望できるポイントやルートの整備を図り、良好な河川景観を本区域の個性の一つとして位置付け、アピールします。

3. 実現のための具体の都市計画制度の方針

- ・ 他の制度との連携のもと、良好な自然的環境の保全やレクリエーション、防災、景観形成等の諸機能を効果的に発揮できるように配置された緑地の、整備又は保全を実現するために選択する具体の都市計画制度は以下のとおりです。

種 別	整備・保全の内容
公園・緑地	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既存の公園・緑地の配置を踏まえ、これらを拠点とした公園・緑地体系を形成 ・ 川辺ダム湖周辺地域は、住民の意見を取り入れながら、ダム湖と一体となった周遊機能等の充実を図る ・ 梨割山周辺は、緑地としての指定を検討
緑地協定	地域住民等から要望のあった地区について、緑地協定を締結することにより緑地の保全を図る

- ・ 丘陵地や農地、ため池等は保水機能を有する施設として位置付け、保全・整備を図ります。

4. 主要な緑地の確保目標

- 優先的に概ね10年以内に整備することを予定する公園等の公共空地は以下のとおりです。

種別	市町名	名称
公園	美濃加茂市	牧野ふれあい広場
	富加町	河川公園とみぱーく